指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月21日

福島県知事　内堀　雅雄

管理を行わせる公の施設の名称		指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	福島県ハイテクプラザ（一部）	福島市三河南町1番20号 公益財団法人福島県産業振興センター	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで	商工労働部産業創出課